

# あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸  
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711  
HP URL <https://tax-aozora.com>

早いもので今年も師走を迎えました。2020年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。  
1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



## 要チェック！ 令和2年分 給与所得の源泉徴収票



給与の支払者は、令和2年中に給与を支払ったすべての受給者に対して「給与所得の源泉徴収票」(以下、源泉徴収票)を作成し、原則として令和3年2月1日までに交付しなければなりません。2020年8月号ではこの源泉徴収票について、税制改正による変更点をご案内しました。

今回は当該変更点も含めて、源泉徴収票作成の際の留意点をご案内します。

【受給者交付用 (ひな型)】

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額 (調整控除後) 給与所得控除後の金額 (調整控除後)

年末調整時に適用した給与所得控除後の金額を記載します。所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を加味します。

例: 年収900万円で所得金額調整控除の適用がある場合

【計算(単位:円)】  
給与収入 - 給与所得控除 9,000,000 - 1,950,000 = 7,050,000  
所得金額調整控除額 (9,000,000 - 8,500,000) × 10% = 50,000  
7,050,000 - 50,000 = 7,000,000

基礎控除の額、所得金額調整控除額

配偶者の合計所得 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額

年末調整での所得金額調整控除や、基礎控除の適用額を記載します。ただし、適用する基礎控除額が48万円の場合は、「基礎控除の額」欄への記載は不要です。

例: 基礎控除の額が48万円です。所得金額調整控除額が5万円の場合

48万円のため記載不要

基礎控除の額 所得金額調整控除額 50,000

ひとり親、寡婦の記載欄

本人が障害者 寡 ひとり親 勤労学生

特別他 婦 親 生

年末調整で改正後の「寡婦」又は「ひとり親」に該当する場合には「」を付します。

出典: 国税庁HP「(手続名)給与所得の源泉徴収票(同合計表)【手書用】令和 年分 給与所得の源泉徴収票(PDF/262KB)」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/r02/23100051-01.pdf>

【参考: 控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族】

- ・年の途中で退職した受給者へ交付する源泉徴収票にも記載が必要です。
- ・受給者交付用へはマイナンバーの記載は不要ですが、税務署提出用、市区町村へ提出する給与支払報告書にはマイナンバーの記載が必要です(16歳未満の扶養親族については、市区町村へ提出する給与支払報告書のみマイナンバーの記載が必要です)。

摘要欄

(a) 改正前の寡婦等

改正前の「寡婦」、「特別の寡婦」又は「寡夫」に該当する**年末調整を行わない者等**については、欄ではなく、「(摘要)」欄にそれぞれ、「旧寡婦」、「旧特別の寡婦」又は「旧寡夫」と記載します。

例:「旧特別の寡婦」の適用者(年末調整対象外)

(摘要)

旧特別の寡婦

「寡婦」及び「ひとり親」欄に「○」を付さないでください。

(b) 所得金額調整控除の該当要件

所得金額調整控除の適用がある場合、該当要件に応じて「(摘要)」欄に記載します。

要件	記載方法
扶養親族の年齢23歳未満	○○(調整) ○ ○ 氏名
扶養親族が特別障害者	
同一生計配偶者が特別障害者	○○(同配)
本人が特別障害者	記載不要

ただし、扶養親族又は同一生計配偶者の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

例:10歳の子どもがいる所得金額調整控除適用者  
子どもの氏名=真衣 小太郎

(摘要)

真衣 小太郎 (調整)

「16歳未満の扶養親族」欄に記載があれば、記載省略可能

元号記載欄

受給者生年月日の元号表記欄には、「明治」「大正」「昭和」「平成」又は「令和」と漢字で記載します。

中途就・退職					受給者生年月日			
就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日

例:昭和50年6月12日  
生まれの場合

受給者生年月日			
元号	年	月	日
昭和	50	6	12

【参考】  
国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2020/index.htm>

お 仕 事 備 忘 録

- 1. 年末調整の実施**・・・そろそろ資料を回収し、添付もののチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。また、年末調整申告書の電子化を行う会社では、あらかじめ、税務署に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出して承認を受けておく必要があります。
- 2. 源泉徴収票等の法定調書関係の作成**・・・給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年分の扶養控除等申告書で確認しましょう。  
また当年分の締めくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、その合計となる法定調書合計表等の作成(提出期限は2021年2月1日)に向けた準備を早めに行いましょう。
- 3. 賞与支払届の提出**・・・賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ届け出る必要があります。

(出典: MyKomon)

お仕事カレンダー

12月10日(木)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付期限(11月分)
1月4日(月)	10月決算法人の申告・納税、4月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・4月・7月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

～ 冬期休業のお知らせ ～

2020年12月30日(水)～2021年1月3日(日)まで休業とさせていただきます

なお、2021年1月4日(月)より通常営業となります

お客様にはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご了承いただきますようお願い申し上げます。